第十八条の九第一項中「第一条の四第五項」を「第一条の四第五項第一号」に改め、「者について」の下に「、第二条第三項の規定は施行令第二十五条の八第十項において準用する施行令第一条の四第六項第二号に規定する財務省令で定める者について」を加える。

第十八条の十一第十四項を次のように改める。

14　施行令第二十五条の十の二第十四項第二十三号に規定する財務省令で定める金融商品取引業者等は、同号の金融商品取引業者等との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の金融商品取引業者等とする。

第十八条の十三第三項第一号ロ⑵中「調書」の下に「若しくは民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により同法第九十一条の二第一項に規定するファイルに記録されたものに限る。）若しくは同法第百六十条第一項に規定する電子調書（同条第二項の規定により同法第九十一条の二第一項に規定するファイルに記録されたものに限る。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子判決書若しくは当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの」を加える。

第十八条の十四の二第二項第二号中「第二十五条の十三の八第三十二項」を「第二十五条の十三の七第四項」に、「第十八条の十五の十一第一項」を「第十八条の十五の九第一項」に、「未成年者口座年間取引報告書」を「非課税口座年間取引報告書」に、「第三十七条の十四の二第二十九項本文」を「第三十七条の十四第四十三項本文」に改め、「及び第七項」の下に「（これらの規定を第十八条の十五の九第五項において準用する場合を含む。以下この号、次条第八項第五号、第十八条の十五の二第二項第五号及び第十八条の十五の二の二第三項第二号において同じ。）」を加え、「同条第六項」を「第十八条の十三の五第六項」に改める。

第十八条の十五の三第二項第一号中「第十三項、第十八項第一号及び第十九項第一号」を「第十八項、第二十三項第一号及び第二十四項第一号」に、「第二十一項各号」を「第二十六項各号」に、「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に改め、同項第三号中「第三十項第六号及び第三十二項第四号」を「第三十五項第六号及び第三十七項第四号」に、「第九条の八各号」を「第九条の八第一項各号」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「第二十五条の十三第二十項」を「第二十五条の十三第十八項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7　施行令第二十五条の十三第三十一項に規定する所轄税務署長の確認は、同項に規定する非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から当該所轄税務署長への次に掲げる事項を記載した書面による申出（同項各号に掲げる事由が生じた日から十一月を経過する日までに行われるものに限る。）を受けて行われるものとする。

一　その者の氏名、生年月日及び住所

二　現に当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　施行令第二十五条の十三第三十一項各号に掲げる事由の詳細及びその事由が生じた年月日

四　その他参考となるべき事項

8　前項の書面には、施行令第二十五条の十三第三十一項各号に掲げる事由が生じたことを明らかにする書類を添付しなければならない。

9　法第三十七条の十四第五項第六号ホ⑴⑵に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十四第五項第六号ホ⑴⑵の書類（次号及び第十八条の十五の八において「特定累積投資上場株式等移管等依頼書」という。）の提出（同項第六号ホ⑴⑵に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二　当該特定累積投資上場株式等移管等依頼書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定（法第三十七条の十四第四項第一号に規定する未成年者特定累積投資勘定をいう。第十二項第三号イ、第二十八項第三号及び第三十三項第七号において同じ。）に記載若しくは記録又は保管の委託がされる同条第五項第六号ロに規定する特定累積投資上場株式等（以下この号及び次号において「特定累積投資上場株式等」という。）の当該非課税口座から同条第四項第一号に規定する他の保管口座への移管又は当該特定累積投資上場株式等に係る有価証券の同条第五項第六号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者への返還を依頼する旨

四　当該移管又は返還をしようとする特定累積投資上場株式等の種類、銘柄及び数若しくは持分の割合又は価額

五　当該移管又は返還の基因となる事由（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）の詳細

六　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の三第十項中「同条第十項、第十一項若しくは第十四項第二号」を「同条第十六項、第十七項若しくは第二十項第二号」に、「同条第十九項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十項若しくは第二十二項」を「同条第二十六項若しくは第二十八項」に、「同条第五項第九号」を「同条第五項第十一号」に、「次項第二号及び第二十八項第五号イ」を「第十二項第二号及び第三十三項第五号イ」に、「同条第五項第十号」を「同条第五項第十二号」に、「次項第二号及び第二十六項から第二十八項まで」を「第十二項第二号及び第三十一項から第三十三項まで」に、「第三十七条の十四第五項第十二号」に改め、同条第四十一項中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に、「第二十五条の十三第四十項に」を「第二十五条の十三第五十一項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第四十項」を「第二十五条の十三第五十一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十九項中「第三十七条の十四第三十項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第三十六項に規定する財務省令」に改め、同項第二号中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十六項」に改め、同項を同